

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 10 月 28 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
にいや内科クリニック	岡山市北区北方二一―三〇	令和 六年十二月 一日
ルスコクリニック	岡山市北区大安寺南町一丁目七番三三号	〃
みみ・はな・のど操山クリニック	岡山市中区国富四一五―一七	〃 四日
もりや耳鼻咽喉科	倉敷市大島三五三―三二	〃 一日
ますだ整形外科	倉敷市八王寺町一八〇―三七	〃
かめ山こどもクリニック	倉敷市沖新町八八―四	〃
竹原内科医院	玉野市迫間二二八〇―一一	〃
杉生クリニック	総社市三須一三四二	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
桜井内科	赤磐市山口一六〇―三	令和 六年十二月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 10 月 28 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
リーフ歯科クリニック	岡山市南区泉田三丁目二一五	令和 六年十二月 一日
医療生協 児島歯科診療所	倉敷市児島小川町三六八二一七	〃
ふちの歯科医院	浅口市金光町占見新田七二一〇一	〃 十五日
岸田歯科クリニック	岡山市東区瀬戸町沖三二八〇一	〃 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 10 月 28 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ザグザグ薬局雄町店	岡山市中区雄町四九二一	令和 六年十二月 一日
いほり薬局	倉敷市藤戸町藤戸一三八四一三	〃
ささおき薬局	倉敷市笹沖一三二九一	〃
はた薬局 里庄店	浅口郡里庄町新庄一三八八一三	〃